

融資金の繰上返済に伴う説明書

1. 住宅ローン控除について

住宅借入金等特別控除の適用を受けている融資に対して繰上返済する場合、繰上返済の内容によっては、住宅ローン控除適用の対象外となります。

例：①建物融資を完済し、土地融資を残す場合。（建物に対する融資があることが要件となります）

②繰上返済により、初回返済日から実際に返済が終了にする日までの期間が10年未満となった場合。

2. 随時返済・任意返済について

- (1) 繰上返済金額には、前回の定例返済日（ボーナス返済分は前回のボーナス返済日）の翌日から繰上返済希望日までの経過利息が含まれます。
- (2) ボーナス返済分がない場合、「毎月・ボーナス均等に充当」をご選択ください。
- (3) 充当方法で「ボーナス返済優先」をご選択され、繰上返済金額がボーナス分の融資残高（元金）および経過利息の合計額以上の場合、差額は、毎月分に対して充当します。
- (4) 「毎月・ボーナス均等に充当」の場合、繰上返済金額を自動的に毎月分とボーナス分に振分けします。

3. 整数回繰上返済について

- (1) 繰上返済金額は、ご希望の月数分の元金および前回の定例返済日（ボーナス返済分は前回のボーナス返済日）の翌日から繰上返済希望日までの経過利息の合計額となります。
- (2) ボーナス返済がある場合、6カ月単位で月数をご指定いただく扱いとなります。なお、ボーナス返済月が6カ月間隔でない場合、1年単位で月数をご指定いただく扱いとなります。

4. 随時返済・整数回繰上返済後の取扱について

- (1) 随時返済・整数回繰上返済後の返済金額は繰上返済前の返済金額を引継ぎます。
- (2) 随時返済・整数回繰上返済後の返済期間はそのままとなります。
*実際に返済が終了する日は繰上返済金額に応じて、前倒しとなりますが、契約書記載の返済期間はそのままとなります。
- (3) 随時返済・整数回繰上返済後の金利上昇局面における金利変更に伴う返済金額の見直しにあたっては、前倒しとなっていた「実際に返済が終了する日」を、「返済期間」を最長として延長します。（返済金額の増額より「実際に返済が終了する日」の延長が優先します。）
*金利下降局面における金利変更に伴う返済金の見直しは、返済金はそのままとし、実際に返済が終了する日をさらに前倒しとします。
- (4) 随時返済・整数回繰上返済とともに、繰上返済前の返済金額、返済期間の変更を希望される場合、別途、契約変更に係る手続きが必要となります。

5. 繰上完済について

- (1) 住宅ローン等の不動産を担保としたローンの繰上完済については、債権書類等の準備が必要となりますので、繰上完済予定日の10暦日前までに書面にて申請手続きが必要となります。
- (2) 繰上完済金額は、融資残高（元金）および前回の定例返済日（ボーナス返済分は前回のボーナス返済日）の翌日から繰上完済希望日までの経過利息の合計額となります。
- (3) 保証料を一括で支払っていた融資を繰上完済した場合、保証料の一部が保証協会より戻る場合があります。
- (4) 住宅ローン等の不動産を担保にしたローンを全額完済した場合、（根）抵当権登記の抹消手続きが必要となります。
*抹消手続き費用はお客様負担となります。

6. その他

- (1) 返済用普通預金口座以外から振替返済する場合、口座振替依頼書欄を記入せず、別途、当該預金の払戻請求書に必要事項のご記入およびお届出印をご捺印のうえ、繰上返済受付票とともにご提出ください。
- (2) 繰上完済・繰上返済の元金および利息の内訳、実際に返済が終了する日については、融資利息計算書の記載にてご確認ください。
- (3) 繰上返済後の返済金額等は、繰上返済後に発行する返済予定表の記載にてご確認ください。